

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>V-3-2 「その他の付随業務」の取扱い</p> <p>(3) (略)</p> <p>(注1) 上記規定を総合的に考慮するに当たり、例えば、事業用不動産の賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、以下のような要件が満たされていることについて、銀行自らが十分挙証できるよう態勢整備を図る必要があることに留意すること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ. 当該不動産に対する経費支出が修繕程度にとどまること。 ただし、公的な再開発事業に伴う建替え等の場合においては、必要最低限の経費支出にとどまっていること。</p> <p>ニ. 賃貸等の規模(賃料収入、経費支出及び賃貸面積等)が、当該不動産を利用して行われる固有業務の規模に比較して過大なものとなっていないこと。</p> <p>(注2) ・(注3) (略)</p>	<p>V-3-2 「その他の付随業務」の取扱い</p> <p>(3) (略)</p> <p>(注1) 上記規定を総合的に考慮するに当たり、例えば、事業用不動産の賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、以下のような要件が満たされていることについて、銀行自らが十分挙証できるよう態勢整備を図る必要があることに留意すること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ. 当該不動産に対する経費支出が<u>必要最低限の改装や修繕程度にとどまること。ただし、公的な再開発事業や地方自治体等からの要請に伴う建替え及び新設等の場合においては、必要最低限の経費支出にとどまっていること。</u></p> <p>ニ. 賃貸等の規模が、当該不動産を利用して行われる固有業務の規模に比較して過大なものとなっていないこと。</p> <p><u>※ 賃貸等の規模については、賃料収入、経費支出及び賃貸面積等を総合的に勘案して判断する(一の項目の状況のみをもって機械的に判断する必要はないものとする。)</u>。</p> <p>(注2) ・(注3) (略)</p>